

鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市男女共同参画推進条例及び鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部を改正する条例

(鹿沼市男女共同参画推進条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市男女共同参画推進条例（平成 18 年鹿沼市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 4 項各号列記以外の部分中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

(鹿沼市人権施策推進審議会条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市人権施策推進審議会条例（平成 17 年鹿沼市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項第 5 号を削る。

第 3 条第 1 項ただし書中「前条第 2 項第 3 号から第 5 号まで」を「前条第 2 項第 3 号及び第 4 号」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は公布の日から施行する。